

## 平成 22 年廃棄物処理法の一部改正の概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法政省令が改正され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されます。今回の改正の概要は、以下のとおりです。

### 廃棄物排出事業者の適正処理を確保する対策

#### 1 マニフェスト A 票の保存

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際、廃棄物とともに交付することが義務付けられている産業廃棄物管理票（マニフェスト、7 枚綴り）について、排出事業者の控えである A 票についても、5 年間の保存が義務付けられました。これにより、排出事業者は、既に保存が義務付けられている B<sub>2</sub>、D、E 票とともに、4 枚のマニフェストを 5 年間保存する必要があります。

#### 2 排出事業者による委託した廃棄物の処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分までの一連の処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない規定が整備されました。

#### 3 帳簿の備付け・保存義務者の追加

廃棄物処理法で、産業廃棄物の処理状況の帳簿を備付け・保存する規定が整備されていますが、「事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業場の外で自ら当該産業廃棄物の処分又は再生を行う事業者」及び「産業廃棄物処理施設に該当しない小規模な焼却施設を設置している事業者」が、帳簿の備付け・保存の義務者が追加されました。

#### 4 産業廃棄物引渡し時のマニフェスト交付の徹底

産業廃棄物の処理を委託する際、排出事業者は、廃棄物の引き渡しと同時に、マニフェストを交付する必要がありますが、マニフェストの交付を受けていないにもかかわらず、産業廃棄物処理業者は廃棄物の引き渡しを受ける行為を禁止する規定が追加されました。

#### 5 事業場外の保管の届出

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物を、事業場外（※1）において、300 平方メートル以上の規模の保管場所で保管する事業者は、都道府県知事（政令市長）に事前届出が必要となりました。

届出事項を変更する場合は変更届を、廃止した場合は廃止届を提出する必要があります。

なお、法の施行の際（H23.4.1）、事業場外に保管している事業者は、平成 23 年 6 月 30 日までにその旨を、都道府県知事（政令市長）に届け出なければなりません。

届出は、保管場所を管轄する、県厚生環境事務所（支所）、広島市、呉市又は福山市に提出してください。 ※1 事業場外：建設工事現場以外の場所

## 6 建設系廃棄物の元請業者への処理責任の一元化

建設工事に伴い生ずる廃棄物（建設系廃棄物）について、その建設工事の元請業者（※2）が、廃棄物処理法上の排出事業者に該当し、処理責任を有することが明確化されました（法第21条の3第1項）。※これまでの環境省の通知による「元請業者が排出事業者に該当」という取扱いを、法で明確化したもの  
このため、下請負人（※3）が建設系廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合は、産業廃棄物処理業の許可が必要となります。

※2 元請業者：建設工事を注文者から直接請け負った建設業を営む者

※3 下請負人：建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者から、当該建設工事の全部又は一部を請け負った建設業を営む者

### （注意事項）

- 下請負人が、建設工事の現場内で建設工事に伴い生ずる廃棄物の保管を行う場合、下請負人にも保管基準及び改善命令の規定が適用されます（法第21条の3第2項）。
- 次の条件（下表の1～6）に全てに該当する場合、下請負人を排出事業者とみなし、下請負人は収集運搬業の許可なしで運搬することができます。なお、下請負人が運搬する場合、下請負人には収集運搬に係る産業廃棄物処理基準が適用されます（法第21条の3第3項）。

- 1 次のいずれかに該当する建設工事に伴い生ずる廃棄物であるもの
  - イ 維持修繕工事で、その請負代金の額が500万円以下の工事
  - ロ 引き渡しされた建築物等の瑕疵の補修工事で、請負代金相当額が500万円以下の工事
- 2 特別管理廃棄物以外の廃棄物の運搬であること
- 3 1回当たり運搬される量が1立方メートルであることが明確に区分して運搬されるもの
- 4 元請業者が所有権又は使用する権限を有する保管場所で、当該廃棄物が発生した事業場の所在する都道府県又は隣接の都道府県の区域内の施設に運搬されるもの
- 5 当該廃棄物の運搬途中において保管が行われないもの
- 6 書面による請負契約で、下請負人が運搬を行うことが定められていること（個別の建設工事毎）

- 下請業者が、元請業者から委託を受けずに、廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、下請業者に委託基準及びマニフェストの交付義務が適用されます（法第21条の3第4項）。

これは、不適正な委託を行った下請負人に対する法的な規制がなくなることを避けるため、委託に関する諸規制（罰則等）を下請負人に課すための規定です。

## 排出抑制の徹底

### 7 多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書、実施状況報告書の提出及び公表

平成12年6月の廃棄物処理法の改正で、多量排出事業者（※4）は、産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書を作成して都道府県知事（政令市長）に提出し、都道府県知事（政令市長）は、これを1年間公衆の縦覧に供することにより公表しています。

今回の改正では、処理計画書及び実施状況報告書の報告様式が変更（記載事項が細分化）され、都道府県知事はインターネットで公表することとされました。

※4 多量排出事業者：1年間の廃棄物の排出量について、法では産業廃棄物が1000トン以上又は特別管理産業廃棄物が50トン以上の事業者が該当（なお、条例では産業廃棄物が500トン以上の事業者が該当）

## 廃棄物処理業の優良化の推進等

### 8 産業廃棄物収集運搬業に係る許可の合理化

これまで、産業廃棄物収集運搬業は、積込みと荷卸しを行う場所を管轄する、県知事又は政令市長（広島県内であれば、広島市、呉市、福山市）の許可が必要でしたが、平成23年4月1日から、県知事の許可で、政令市の区域を含む県内全域の収集運搬が可能となります。

なお、県知事許可でも政令市の区域を収集運搬できない場合がありますので、ご注意ください。合理化の内容については、別紙をご覧ください。

### 9 許可の欠格要件に係る規定の合理化

廃棄物処理法においては、事業者が欠格要件（※5）に該当した場合には、都道府県知事（政令市長）は、その事業許可を取り消さなければならないと規定され、取り消された法人の役員が他の法人の役員であるときは、他の法人も取消しとなり、連鎖して取消されることになっています。

今回の改正で、特に悪質（不法投棄、暴力団が関与等）な違反による欠格要件に該当するもの以外は、連鎖的な取消しが行われないよう措置されました。

※5 欠格要件：申請者等が禁錮以上の刑又は廃棄物処理法違反で罰金刑を受け5年を経過しない者、破産者で復権を得ない者などに該当した者をいう。

## 10 産業廃棄物処理業者による処理困難通知

産業廃棄物処理業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難又はそのおそれがあるときは、10日以内に、その旨を委託者に書面で通知しなければならない規定が整備されました。

適正に行うことが困難又はそのおそれとは、処理施設の破損その他事故により使用ができなくなったとき、事業の停止処分等の行政処分を受けたときなどが該当します。

処理業者から書面で通知を受けた事業者（委託者）は、委託の際に交付したマニフェストの写しの送付を受けないときなどには、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握し、必要な措置を講じるとともに、通知を受けた日から30日以内に都道府県知事（政令市長）に報告書を提出しなければなりません。

## 11 優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度

平成17年4月1日から制度化された産業廃棄物処理業者の優良性評価基準（遵法性、環境保全の取組、情報公開の3点）の適合認定について、今回の改正で、「優良産廃処理業者認定制度」として一新され、認定基準（財務体質の健全性、電子マニフェストの使用が追加）が強化され、許可の有効期間が7年（現行は一律5年）に延長されました。

認定業者には、優良マークの付いた許可証が交付されます。

## 廃棄物処理施設の維持管理対策の強化

### 12 廃棄物処理施設の定期検査

廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、5年3ヶ月ごとに、廃棄物処理施設が技術上の基準に適合しているかどうかについて、都道府県知事（政令市長）の検査を受けなければならない規定が整備されました。

定期検査の対象施設は、焼却施設、最終処分場、廃石綿又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設、廃PCB等の分解施設・洗浄施設・分離施設となります。

（休止中の施設及び埋立処分が終了している最終処分場も定期検査の対象に含まれます。）

### 13 廃棄物処理施設の維持管理情報の公表

廃棄物処理施設の設置許可を受けた者は、廃棄物処理施設の維持管理計画及び維持管理情報について、インターネットの利用その他適切な方法によって公表しなければならない規定が整備されました。

公表する項目は、各月ごとに処分した廃棄物の種類及び数量、排ガス検査又は放流水検査の結果、点検の状況等で、公表する期間は公表する項目ごとに定められています（処分した廃棄物の数量は翌月の末日、検査結果は結果が得られた翌月の末日までなど）。

#### 14 廃石綿等の埋立処分基準の強化

廃石綿等の埋立処分は、最終処分場の作業方法によっては、二重こん包袋が破袋したり、固型化された廃石綿等が破砕され、石綿が飛散するおそれがあるので、廃石綿等は、あらかじめ、固型化、薬剤による安定化等の措置を講じた後、耐水性の材料で二重こん包して、埋立処分するよう基準が強化されました。

#### 15 設置者が不在となった最終処分場対策

設置許可が取り消され管理者が不在となった最終処分場の適正な維持管理を確保するため、最終処分場の設置許可を取り消された者及びその承継人は、当該最終処分場が廃止基準に適合すると都道府県知事（政令市長）に確認されるまで、維持管理を行う義務を有する規定が整備されました。

### 焼却時の熱利用の促進

#### 16 熱回収施設設置者認定制度の創設

熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する廃棄物処理施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事（政令市長）の認定を受けることができる規定が整備されました。認定は5年ごとの更新が必要です。

### その他

#### 17 土地所有者の不適正処理発見時における都道府県知事又は市町村長への通報

土地所有者又は占有者は、所有又は占有する土地で廃棄物の不適正処理を発見した場合、都道府県知事又は市町村長へ通報するよう努めなければならない規定が整備されました。

#### 18 不法投棄等を行った場合の量刑の強化

従業員等が不法投棄等を行った場合に、当該従業員等の事業主である法人に課せられる量刑が1億円から3億円に引き上げられました（この規定は平成22年6月8日から施行済み）。